

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの維持等が課題となっている市街化調整区域の活性化を図るため、福岡市開発審査会附議基準第1-20-2号に規定する地域産業の振興の観点から必要であり、地域住民等による合意形成がなされていると認められる建築物（以下「地域産業振興施設」という。）の立地の審査等について必要な事項を定めるものとする。

(調整会議の設置)

第2条 福岡市開発審査会附議基準第1-20-2号の適合性について審議するため、関係局・区による地域産業振興施設立地調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の運営に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

(申請書の提出)

第3条 地域産業振興施設を立地しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域産業振興施設立地計画申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(担当部局の決定)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請書の記載事項について確認・審査を行う担当部局を決定するものとする。

(担当部局における事業内容審査等)

第5条 担当部局は、提出された申請書に基づき、事業内容の審査及び必要に応じた現地調査（以下「担当部局審査」という。）を実施し、その結果を調整会議へ通知するものとする。

2 担当部局審査は、地域の産業振興等への寄与について、別表に掲げる審査基準により行うものとする。

3 担当部局審査の結果、当該施設が必要であると認められる場合は、担当部局は申請者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 地域住民等への説明・合意形成の状況（様式第2号）

(2) 建設用地の状況（様式第3号）

(3) 地域産業振興施設の立地申請に関する誓約書（様式第4号）

(4) 納税証明書（法人の場合は、直近の事業年度における法人税（国税）に関する納税証明書、個人の場合は、直近の事業年度における所得税（国税）に関する納税証明書）

(地域住民等への説明・合意形成)

第6条 申請者は、前条第3項に規定する書類を提出する前に、地域住民等に対して事業計画に関する説明会等を開催し、理解や協力を得るよう努めなければならない。

2 前項に規定する説明会等の対象範囲については、担当部局と事前協議を行った上で、決定するものとする。

3 申請者は、前条第3項に規定する書類の提出と併せて、当該施設の立地について地域の合意形成が図られていることを示す書類として、自治会や町内会、自治協議会等の総会等において施設の立地について承認が得られたこと

が分かる議事録を提出しなければならない。

(調整会議における審議等)

- 第7条 調整会議は、担当部局審査の妥当性及び第5条第3項の書類に基づく地域住民等への説明・合意形成及び建設用地の状況について審議するものとする。
- 2 市長は、前項による審議等の結果について、地域産業振興施設立地計画申請書受理決定通知書(様式第5号)又は地域産業振興施設立地計画申請書不受理決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 第1項の審議等において、地域産業振興施設の立地が必要と認められる場合には、市長は、福岡市開発審査会に対し、当該施設の立地の必要性について意見書を提出するものとする。

(事業の報告等)

- 第8条 申請者は、開業の日の属する年度の翌年度から3年間、毎事業年度終了後3月以内に事業実施状況報告書(様式第7号)により、市長に事業の実施報告を行わなければならない。
- 2 担当部局は、前項による報告により、当該事業の進捗状況を確認し、第3条に基づき申請のあった事業が行われていないと認める場合は、必要に応じ現地調査を行い、申請者に対して事業内容の適正な履行を求めることができる。
 - 3 第1項の期間経過後においても、担当部局は必要に応じ、申請者に対して事業の実施報告を求めるとともに、事業内容の適正な履行を求めることができる。

(事業内容の変更等)

- 第9条 申請者は、申請書の記載事項について変更が生じ、又は事業を廃止する場合は、あらかじめその理由を付して地域産業振興施設立地変更等届出書(様式第8号。以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 届出書には、変更又は廃止に係る書類及び市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
 - 3 市長は、届出書の提出があった場合は、第5条及び第7条の規定を準用して審査を行い、その内容が適当と認められるときは、届出書の受理を決定し、地域産業振興施設立地変更等届出書受理通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年7月6日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

(検討)

- 1 この要綱については、施行の日から3年を経過するまでの間に、実施状況等を踏まえ、必要に応じ検討を加え、見直し等の措置を講じるものとする。

別表

区 分	審査内容	
農林水産業の振興 へ寄与する建築物 の審査基準 (農林水産局)	必須項目	○農林水産物や農地など地域資源の活用により、地域の農林水産業の生産活動を活性化し、地域の農林水産業の振興に寄与することが見込まれ、周囲との調和が図られる施設であること。
	任意項目 〔いずれか一つを 満たすと認めら れること〕	<ul style="list-style-type: none"> ・農振法第3条第4号で定める農業用施設又は農地法施行令第4条第1項第2号イで定める農業振興に資する施設であること。 ・農林水産業の担い手の確保・定着につながる事。 ・地元一次産品の優先的な利活用が見込め、販売額等の増加につながる事。 ・地域農林水産業における遊休地・遊休施設等の活用（解消）につながる事。 ・農林水産業を通じた都市住民との交流につながる事。 ・地域住民の雇用促進につながる事。
観光資源活用による集客促進に寄与する建築物の審査基準 (経済観光文化局)	必須項目	○歴史・文化資源、自然景観など地域の観光資源の活用により、集客を促進し、地域経済の活性化に寄与することが見込まれ、周囲との調和が図られる施設であること。
	任意項目 〔いずれか一つを 満たすと認めら れること〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地域観光資源の魅力を広く発信できる事。 ・地域観光資源の発掘や磨き上げにつながる事。 ・地域住民の雇用促進につながる事。

備考 審査に当たっては、当該建築物の立地が関係法令の規定により求められる許可・認可・同意がなされていること（なされる見込みがあることを含む。）を条件とする。